

第 31 回神戸ルミナリエ人流調査業務 仕様書

1. 委託業務名

第 31 回神戸ルミナリエ人流調査業務

2. 委託期間

契約締結日から 2026 年 4 月 30 日まで

3. 第 31 回神戸ルミナリエ概要

日程：2026 年 1 月 30 日（金）～2 月 8 日（日）10 日間

ハートフルデーは 1 月 28 日（水）を想定

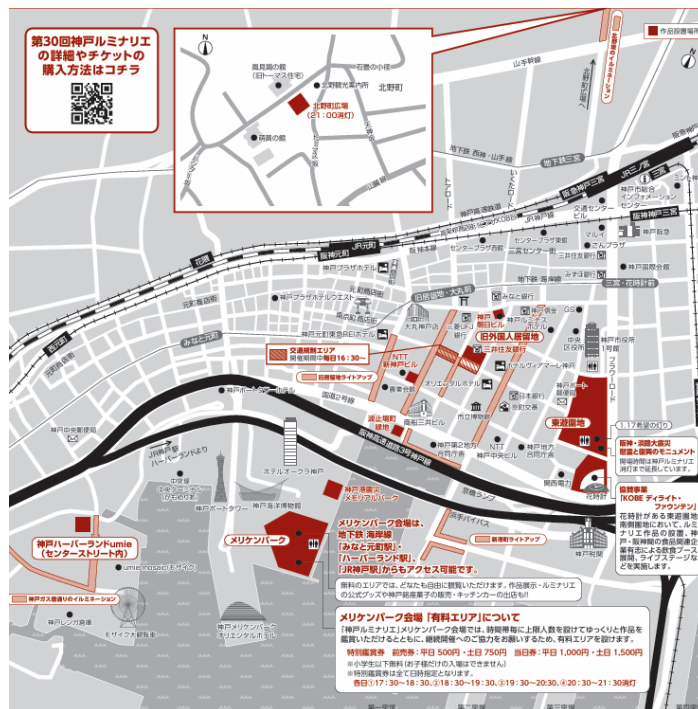
会場：東遊園地・旧居留地・メリケンパーク

※加えて小作品の展示や連携ライトアップを実施予定

料金：■前売券 平日 500 円 土日 750 円

■当日券 平日 1,000 円 土日 1,500 円

■団体券 平日 400 円 土日 600 円



※図は第 30 回実績

4. 業務内容

※各項目の分析方法とアウトプットイメージ、元データの詳細仕様（データの取得方法、取得間隔、保持する属性情報、データ量等）を企画提案書に明記すること。

【調査期間】

- ・2026年1月30日～2月8日（10日間）
- ・2025年1月24日～2月2日（10日間）
- ・2024年1月19日～1月28日（10日間）

時間単位：12:00-24:00（1時間単位）

※1日ごとにデータを分析すること

※属性は、性年代、居住地（市町村）は必須事項。

i. ①会場分析（東遊園地、旧外国人居留地、メリケンパークの3か所想定）

- ・集計対象エリアは任意のポリゴンで指定可能なものとする
- ・各会場での入れ込み客（日別時間別）
- ・各会場での滞在時間（会場単位でOK）



②ルミナリエ会場（全体）に来訪してから会場を去るまでに要する時間 →居留地(東遊園地含む)、鯉川筋、メリケンパーク



ii. 会期中の滞在時間および移動ルート

- ・集計対象エリアは任意のポリゴンで指定可能なものとする
- ・各スポットでの入れ込み客（日別時間別）
人数のカウントロジック（データメッシュ、滞在時間等）について記載すること

- ①東遊園地
- ②南園地
- ③SMBC
- ④メリケンパーク
- ⑤三ノ宮駅
- ⑥元町駅
- ⑦神戸駅（Duo のあたりまで広めに）
- ⑧新神戸
- ⑨神戸空港
- ⑩北野町
- ⑪波止場町緑地
- ⑫mosaic デッキ(デッキ)
- ⑬umie 西側デッキ（交差点向かいまで）
- ⑭KPM
- ⑮元町商店街 1、2 丁目
- ⑯元町商店街 3、4 丁目
- ⑰元町商店街 5、6 丁目
- ⑱三宮センター街 1、2 丁目
- ⑲三宮センター街 3 丁目
- ⑳南京町

(スポット例)

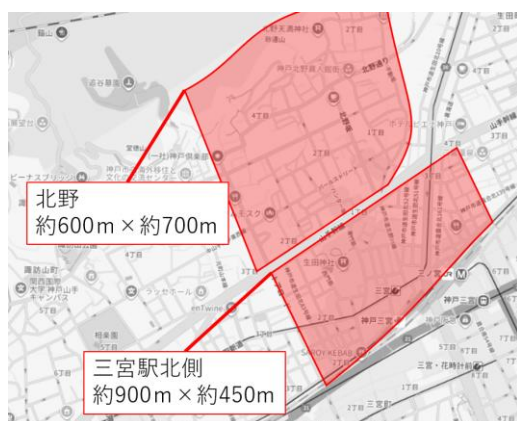


- ・移動方向が分かるような表示（三宮→神戸なのか、神戸→三宮なのか等）
- ・会場に入場する前と会場から出た後の利用駅※測定方法ご提案ください

iii. 来場前後の滞在分析

- ・「南京町エリア」「元町商店街エリア」等神戸市内主要エリア単位7箇所測定

- ①三宮駅北側
 - ②北野
 - ③三宮駅南側
 - ④旧外国人居留地
 - ⑤新港町
 - ⑥神戸駅・ハーバーランド
 - ⑦元町・南京町
- （エリア例）



- ・会場来訪前の訪問先(直前だけでなく同日内の訪問先も分析できること)
- ・会場来訪後の訪問先(直後だけでなく同日内の訪問先も分析できること)

iv. 前年比較

※予算に含めることが可能であれば前々年比較

v. 上記以外の追加的分析・属性付与

- ①～⑤の記載内容以外に、ルミナリエ来訪者の行動傾向把握に資するような分析手法・ユーザ属性などがあれば、提案内容に盛り込むこと

5. 成果物

- ・レポート（PDF、PPT）
- ・クロス分析等 Excel データ

※納品日：4/30（2/28 までに中間報告(サマリー)を提出）

※中間報告には i、ii の調査結果を記載すること

6. 注意事項

(1) 善管注意義務

受託事業者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行すること。

(2) 第三者委託

受託事業者は、当該事業の一部を第三者に再委託し、または請け負わせることができる。(市内に事業所を構える企業への再委託等を優先して行うこと)

(3) 関係法令の遵守

受託事業者は、関係法令等の規定を遵守すること。

(4) 業務実施にあたっての注意点

以下の事項を含む内容で実施することは認めない。

- ・ 公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・ 違反行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・ 誹謗中傷を含むもの
- ・ 業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・ 政治性のあるものや選挙に関するもの
- ・ 宗教性のあるもの
- ・ 社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・ 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
- ・ 神戸ルミナリエのイメージを低下させる恐れのあるもの
- ・ その他社会通念上に照らして組織委員会が不適当と認めるもの

(5) 反社会的勢力の排除

- ・ 発注者及び受注者は、現在および将来にわたり自己が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）ではないこと、暴力団等の支配・影響を受けていないこと、暴力団等を利用しないこと、暴力団等を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行い、または不当要求行為をなさないこと、および自己の主要な出資者または役職員が暴力団等の構成員ではないことを表明し、保証する。
- ・ 発注者または受注者は、相手方が前項に定める表明保証義務に違反した場合、催告することなしに直ちに業務委託契約を解除し、あわせてこれにより被った損害の賠償を請求することができるものとする。
- ・ 発注者又は受注者は、前項の規定により業務委託契約を解除した場合には、相手方に損害が生じて、これを一切賠償しない。

(6) 損害賠償責任の所在

本業務に起因して、設備等を破損・紛失した場合や、それにより第三者に損害を与えた場合は、その損害の補償・賠償を行うこと。